

調剤管理料及び服薬管理指導料について

調剤管理料に関する事項

当薬局では、患者様やそのご家族様からお伺いした患者様の服用薬の種類や服薬の経過、副作用やアレルギーの有無、服薬状況などの情報、およびお薬手帳や薬剤服用歴をもとに、受け付けた処方せんの内容を薬学的に分析・評価しています。

その上で、患者様ごとの薬剤服用歴に記録し、必要な薬学的管理を実施しています。

服薬管理指導料に関する事項

処方された薬を適切に使用していただくために、患者様ごとに作成した服用履歴などを確認しながら、服薬状況や服薬期間中の体調の変化、残薬の有無などの情報を収集しています。その上で、患者様に合わせた必要な指導やお薬の説明を行っています。また、薬の交付後も必要に応じて指導を継続しています。

お薬手帳について

お薬とお薬の飲み合わせの不都合をチェックしたり、同じ効き目の薬が重なっていないかを確認することで患者様に、より適正に薬を使用していただくことを目的とするものです。

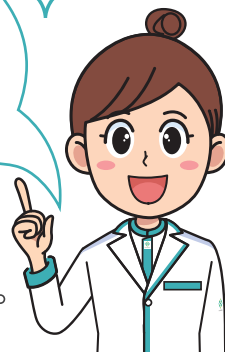
この他にも・・・

- ◎一般用医薬品（要指導用医薬品から第三類医薬品等）
・健康食品やサプリメントも記録しましょう。
- ◎お薬手帳は一冊にまとめましょう。
- ◎お薬手帳は紙の冊子式や、アプリもございます。



当薬局以外で貰ったお薬でも
お薬手帳を見て、お薬のチェックが
できます。

（他の病院などでもらっているお薬や、
今飲んでいるお薬との重複や
飲み合わせなど）



★当薬局は、お薬手帳の作成・利用をおすすめしています。

★3ヵ月以内にお薬手帳を持って、再度ご利用頂くとお会計がお安くなります。

※一般用医薬品は対象外です。

明細書の発行に関する事項

明細書は、医療の透明性向上や患者様への情報提供のために領収証とは別に発行が義務付けられています。当薬局では、公費負担医療の受給者で自己負担がない方も含め、すべての患者様に明細書をお渡ししています。明細書には、患者様のお名前、お薬の名称や費用、薬局での管理料や技術料の詳細が記載されています。ご家族様の方が代理でお支払いされる場合も、その代理の方に明細書を発行いたします。明細書の発行を希望されない場合は、会計窓口にてその旨、お申し出ください。

療養の給付と直接関係ないサービス等の取扱い

★必要に応じて薬剤の容器代を頂戴することがございます。

★患者様のご希望によるお薬の郵送の場合、患者様ご負担となります。

